

平成10年改正に至る考え方の変遷一覧

	改正前の都区制度 s49.6.1改正	特別区政調査会答申 「特例」市 s56.8.28	都制度調査会報告 s59.6.7	「基本的方向」 都区合意 s61.2.19	第22次地制調答申 h2.9.20	中間のまとめ 都区合意 h4.10.8	「協議案」 都区合意 h6.9.13	現行 都区制度 h10.5.8改正 h12.4.1施行
基本的構造	一層性 都：市町村の地域では府県、特別区の区域では一般市 区：自治体であるが、内部部分団体	二層性 都：府県 区：普通公共団体としての市、ただし行政上の「特例」を設ける	二層性 新しい大都市制度新設 都：広域的自治体（新しい都） 区：新狭域自治体（名称は別途検討）	二層性 新しい大都市制度新設 都：広域自治体（新しい都） 区：複数の基礎的自治体（新しい基礎的自治体）	二層性 現行制度を前提とし、大都市の一体性を確保しつつ、区の権限を拡充・強化	同 左 内部団体的性格の払拭	同 左	大都市制度としての二層性 都制：人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性・統一性の確保のための制度
法的性格	都：広域的自治体と区部で基礎的自治体 区：制限自治体 特別地方公共団体	都：広域的自治体 普通地方公共団体 区：基礎的自治体 普通地方公共団体	同 左	同 左	都：広域的自治体 普通地方公共団体 区：基礎的自治体 特別地方公共団体	同 左 特別区が「普通地方公共団体」である旨を自治法上明文化する	同 左 都：府県機能の強化 区：基礎的な地方公共団体であることを明確にする	§281の2 新設 都：広域的地方公共団体 区：基礎的地方公共団体 特別地方公共団体
役割分担及び事務配分	都：府県事務のほか区部で消防、上下水道、清掃などの市の事務を処理する 区：原則として市の事務を処理するほか、保健所設置市の事務などを処理する	都：消防、救急、上下水道清掃（一般廃棄物の収集・運搬を除く）を都の事務とする 区：都の事務としたもの以外の一般市事務及び府県事務とされているものであっても、大都市の住民生活にとって適切かつ効果的な事務 ex. 児童福祉 身体障害者福祉 食品衛生 etc.	新しい都 大都市経営に必要な事務を処理する ex. 一定規模を超える開発行為の許可、広域的な防災・消防、都市交通 etc. 新狭域自治体 事務権限を拡充 ex. 特定街区など地域的な都市計画決定、保健衛生、建築行政(全ての建築確認事務)、清掃事業(一般廃棄物の収集・運搬) etc.	同 左 区移管対象 24事務事業に整理	特別区は、都が一体的に処理する必要がある事務を除き、原則として市の事務を処理する 都に留保されている事務は、できる限り区に移譲すべき 「基本的方向」に掲げられた事項は、概ねその方向で区に移譲すべき	「基本的方向」と「22次答申」を踏まえて清掃事業の外28事業を区に移管する 清掃事業の一貫性を確保するため都区間及び区々間に調整組織を設置する 都市計画事業、公営住宅の設置管理など15事務事業について、引き続き都区の役割分担を協議する	都に留保している一般市及び保健所設置市の事務はできる限り区の事務とする 政令指定都市の事務についても適切なものは区に委任する 共管事務についても役割分担を明確にする 一般市と異なる特例措置を見直す 清掃事業の外移管対象21事務（法令改正5、委任14、他2）、役割分担の明確化11事務事業	都：府県が処理する事務 大都市地域で一体的に処理する必要のある市の事務 区：都が一体的に処理する事務を除く市の事務 保健所設置市の事務等 清掃事業の全て（一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分）を区へ移管 その他26事務の移管（法令改正10、委任16） 10事務の役割分担の明確化（うち1事務都に留保）
財源配分	法定された市税の一部（税目配分）と財政調整（垂直調整）による	垂直調整の廃止 都が処理する事務に見合う財源は、税源配分により都税とする 少なくとも固定資産税は「特例」市の税とする	垂直調整の廃止 固有税及び調整税源は税目を充て明確に分離 調整税は、固定資産税、市町村民税法人分を基本として設定する	同 左	都区財政調整制度は存置せざるを得ないが、財政運営の自主性を高めるための改善を図るものとする 財源配分を中期的に安定するよう定める 総額補填主義及び納付金制度を廃止する 交付金算定方法の簡素合理化の改善を行う	同 左 都区財政調整のために再編した都区協議会の協議を経て都が行う 調整税の配分率は、都区の大都市事務の需要を積み上げ、それぞれの大都市財源を充たし、双方の財源不足額の割合により定める	同 左 固有税源の拡充（入湯税、航空機燃料譲与税等の区移譲）	調整財源の法定化 税源の移譲（入湯税、ゴルフ場利用税交付金、航空機燃料譲与税 法定外普通税新設・変更に対する都の同意の廃止
財政調整	財政調整は、都区協議会の意見を聴いて都が行う 財源は、調整三税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）納付金	市間の財政調整は、法律で設置する「公的組織（各市で構成）」が行う 財源は、納付金（税目を選定）と地方交付税とする	新しい協議会の協議を経て都が行う 財源は、調整税、地方交付税、納付金（極力生じないようにするが制度は存置する）とする	同 左			同 左	都区財政調整制度は存置 総額補填主義の廃止 納付金制度の廃止 都区協議会は再編せず存置（対等なものに改善）
地方交付税	大都市分として都区を合算して都に交付	都と分離し、「特例」市分を一括して算定	同 左	同 左	言及なし（否定）			大都市分として都区を合算して都に交付
規模の適正化（廃置分合）	廃置分合は、都知事が発議する	再編は自らの発案で、実現していく方をひらくことができる	適正化を検討し、再編成を行うことが望ましい	当面現行のままとし将来的には別途検討する	都心地域の再編をはじめ、周辺地域も併せて見直す必要がある	言及なし	同 左	廃置分合は、各特別区長が発議する